

## 優先取組物質に関する対策状況のフォローアップについて

平成8年5月の大気汚染防止法改正で、有害大気汚染物質対策について事業者の責務を追加されたことを受け、環境庁と通商産業省は、自主管理に係る指針を策定し、12の有害大気汚染物質について、事業者による自主管理の実施を要請するとともに、本要請を受けて策定された第1期自主管理計画（平成9～11年度）及び第2期自主管理計画（平成13～15年度）の実施状況等について、所用の評価を実施してきた。

第9回有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、第2期自主管理計画に基づく対策の結果、目標を上回る排出量の削減が図られるとともに、対策に取り組む各主体の役割が明確となり、企業間及び地方公共団体と事業者との間で排出抑制に係る協力体制が確立され自主的取組を促進する体制が整ってきたとの評価がなされた。また、大気環境濃度も概ね改善傾向にあることを勘案して、第2期自主管理計画は、第1期に引き続き大きな成果をあげたものとの評価がなされた。

一方、今後の有害大気汚染物質対策の基本的な方向性については、①業界単位の排出削減により全国的に濃度が改善したこと、②PRTR制度の導入により、個別企業毎の排出地点及び排出量の把握が可能となり、全体的なチェックアンドレビューの仕組みが整備されたこと、③揮発性有機化合物（VOC）規制が開始されることなど、自主管理を開始した当時とは状況に大きな進展がみられることから、これまでのように業界単位等で削減取組を実施するのではなく、自主管理計画を通じて確立された枠組等を活用し、個別事業者のそれぞれの責任のもとでの自主的な排出抑制や、地方公共団体と事業者との連携による地域主体の自主的な取組へ移行することが適当とされた。また、今後、国においては、PRTRデータ及び有害大気汚染物質モニタリング結果等により排出量や環境濃度等を継続的に検証・評価し、それらを踏まえて有害大気汚染物質対策を検討していくこととし、以下のとおり了承された。

- 1) 同一地点における経年的な環境基準等超過が見受けられる場合等には、必要に応じて、地域主体の排出抑制対策等を支援
- 2) 排出量や環境濃度等を検証・評価し、事業者における自主的な排出抑制対策が十分でない場合等には、必要に応じて追加的な措置及び新たな有害大気汚染物質対策を検討することが適当
- 3) 環境基準等の設定されていない優先取組物質に新たに指針値等が設定された際には、モニタリング調査結果等を評価し、それに基づく排出抑制対策等を検討